

大宮運動公園市民球場、西部総合公園体育館の有料広告の募集について

○募集施設

公園名	所在地	広告募集施設
大宮運動公園	常陸大宮市鷹巣1860	市民球場
西部総合公園	常陸大宮市工業団地25	体育館(メインアリーナ)

○掲載基準

施設に掲出できる広告の内容は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等の規定に違反するもの
- (2) 市の信用若しくは品位を害し、または業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人宣伝に係るもの
- (6) 公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載等をする広告として市長が適当でないと認めるもの

○掲出場所及び料金

(1) 大宮運動公園市民球場

掲出場所	1区画	区画数(最大)	広告掲出料(1区画/月)
内野フェンス	縦1.0m×横5.0m	12	6,000円
外野フェンス	縦1.0m×横5.0m	20	6,000円

(2) 西部総合公園体育館メインアリーナ

掲出場所	1区画	区画数(最大)	広告掲出料(1区画/月)
客席壁面	縦0.5m×横2.0m	20	1,200円

○掲出期間

広告の掲出期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年を単位（年度途中からの掲出は当該年度末まで）とします。更新することは可能ですが、申し込み（申請）は年度ごとにする必要があります。

○広告の設置

広告の設置・修繕・撤去にかかる費用等については、広告主の負担となります。なお、広告の使用素材は原則としてカッティングシートとします。掲出の方法については、申し込みの際、施設管理者（体育協会）と協議をお願いします。

○募集期間 平成25年4月1日から随時募集

○応募方法 広告の掲出を希望する方は、広告内容の概要書を作成のうえ、施設管理者（体育協会）と事前協議を行ってください。

提出書類 ①有料広告掲出申込書

【常陸大宮市有料広告掲載要綱(平成19年常陸大宮市訓令第57号)様式第1号】

②行為許可申請書

【常陸大宮市社会体育施設条例施行規則(平成18年常陸大宮市規則第27号)様式第1号】

または【常陸大宮市都市公園条例施行規則(平成23年常陸大宮市規則第14号)様式第14号】

③広告内容等の概要書【任意様式】

提出先 一般財団法人常陸大宮市体育協会事務局（西部総合公園体育館内）

住所：常陸大宮市工業団地25

○広告掲載の決定及び広告掲出料の納入等

申請された広告内容が、市で定めている基準等に合っているかなどを施設管理者（体育協会）で審査し、広告掲出の可否を決定します。場合によっては、市有料広告掲載審査委員会に諮って、可否を決定することもあります。広告の掲出を決定した場合、掲出料の納入通知書をお送りしますので、指定管理者（体育協会）の指定する金融機関に広告掲出料を納期（通知日から2週間以内）までに納めてください。

申込・問 一般財団法人常陸大宮市体育協会事務局（西部総合公園体育館内）

☎52-5223 FAX52-5224